産休中の扶養加入＆出産手当金比較チェックシート

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

扶養制度の種類

所得税法上の扶養	配偶者や家族の所得が一定額以下である場合に、扶養者（主に夫）の所得税や住民税が軽減される制度。
社会保険上の扶養	被扶養者（主に妻）の年収が130万円未満など一定条件を満たすと、保険料の負担なく被保険者（主に夫）の健康保険に加入できる制度。

出産手当金とは

概要	健康保険から支給。被保険者本人が出産で休業し原則給与がない場合に生活を保障する。
支給額（1日あたり）	（支給開始日以前12ヶ月の各標準報酬月額を平均した額÷30日 × 3分の2

産休中の扶養加入と出産手当金どちらを利用すべき？チェックシート

チェック項目	該当する	該当する場合のポイント
妻は産休・育休中も勤務先に在籍し、健康保険に加入し続けている	☐ はい ☐ いいえ	「出産手当金」の対象になり得ます。
妻の給与収入が123万円以下または合計所得58万円以下	☐ はい ☐ いいえ	「所得税法上の扶養（配偶者控除）」に該当。 夫の税負担が軽減されます。

© MoneyForward, Inc.

チェック項目	該当する	該当する場合のポイント
妻の給与収入が123万円超、201.6万円未満	☐ はい ☐ いいえ	「配偶者特別控除」の対象。 控除額は夫婦の所得によって変動。
妻の今後の年間収入見込みが**130万円未満**かつ夫の年収の半分未満	☐ はい ☐ いいえ	「社会保険上の扶養」の対象か検討可能（※出産手当金は含めて計算）。
妻は出産手当金の支給条件（健康保険加入・出産による休業・給与支給なし）を満たしている	☐ はい ☐ いいえ	日額例 報酬月額30万円なら6,667円×産前産後98日＝約65万円支給。
妻は産休後、退職予定である	☐ はい ☐ いいえ	退職後は「夫の社会保険上の扶養」に入る検討が必要。 条件と手続きに注意。
産休中は社会保険料免除制度を利用している（または申請予定）	☐ はい ☐ いいえ	扶養に入らなくても保険料負担がないため、手当金受給が有利な場合も。

■ 判断のポイント

- **勤務を継続し手当金受給＋所得税扶養**：一般的に最も金銭的に有利な組み合わせ
- **退職する or 扶養条件に該当**：社会保険上の扶養入りを検討

© MoneyForward, Inc.